



平成 18 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒマラヤ
代表者名 取締役社長 小森 裕作
(コード番号 7514 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 谷口 光春
(TEL. 058-271-6622)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 11 月 24 日開催予定の第 31 期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

ア. 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。) ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

①会社法施行時に、整備法に定める経過措置規定により定款に定めがあるとみなされている次の内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。

- ・取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨 (変更案第 4 条)
- ・株券を発行する旨 (変更案第 7 条)
- ・株主名簿管理人を置く旨 (変更案第 12 条)

②単元未満株式について行使することができる権利を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

③株主総会参考書類等について、株主の皆様に対してより充実した情報の提供を行うことができるようとするための規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)

④株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の数を当社の株主 1 名と定めるものであります。(変更案第 19 条)

⑤取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があつたものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 26 条第 2 項)

⑥有能な人材の確保とその期待される役割を十分發揮できるようにするために、社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 40 条)

イ. 有能な人材の確保とその期待される役割を十分發揮できるようにするために、社外取締役の責任

を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、当該規定を新設する議案を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第30条)

ウ. 上記のほか、必要な規定の加除、語句の修正および条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年11月24日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年11月24日(金曜日)

以上

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>公告の方法</u>)</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p><u>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(<u>公告方法</u>)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p>第5条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、40,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>自己株式の取得</u>)</p> <p>第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(<u>1単元の株式の数</u>)</p> <p>第7条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当会社は、<u>1単元に満たない株式数</u>を表示した株券を発行しない。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第6条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、40,000,000株とする。</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p><u>第7条 当会社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第8条 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によつて自己の株式を取得することができる。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4.次条に定める請求をする権利</u> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第10条 当会社は、毎年8月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもつて、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>② 前項および第39条のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に株主名簿の記載または記録の変更を停止し、または基準日を定めることができる。</u></p>
	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、單元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、單元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続およびその手数料について</u>は取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(新 設)</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に</u>招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により</u>取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年11月</u>に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要がある場合に隨時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主またはその法定代理人は、当会社の他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</p>	<p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主またはその法定代理人は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当会社の株主1名に限る。</p>
<p>② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	(削除)
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略) ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ (条文省略) (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。 ② 取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり) ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ (現行どおり) (任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会の決議によって、取締役社長1名のほか、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報 酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める範囲内とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第28条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第29条 (条文省略) ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第31条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり) ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合のほか、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (条文省略) (報 酬)</p> <p>第36条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当会社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第41条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。 (剩余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 剰余金の配当としての期末配当は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第44条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息はつけない。</p>